

健康保険証(被保険者証)の廃止について

1 法改正の内容

マイナンバー法等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行に伴い、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)が一部改正され、令和6年12月2日に「保険証(健康保険証)が廃止」となります。また、マイナンバーカードをお持ちでない人や保険証利用未登録の人には、保険証に代わるものとして、「資格確認書」が交付されます。

2 現行の保険証について

①現行の国民健康保険証

⇒令和6年8月更新(令和6年7月郵送)分は、令和7年7月31日まで使用可能。

②12月2日以降、国民健康保険の資格を取得する場合や保険証を再発行する場合

⇒新たな保険証は、発行されません。「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」を交付します。

3 保険証廃止後の対応について

①マイナンバーカードをお持ちでない人や保険証利用未登録の人

⇒保険証に代わるものとして「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます(保険証と同サイズで有効期限は1年間を予定)。

※ 令和7年8月更新分の保険証の有効期限(令和7年7月31日)を迎える前に、「資格確認書」を郵送する予定です。

②マイナ保険証(マイナンバーカードを健康保険証として登録)をお持ちの人

⇒医療機関等を受診の際は、マイナンバーカードをご利用ください。

※マイナンバーカードを保険証として利用するには、健康保険証利用の登録が必要です。

4 マイナ保険証加入率及び利用率(令和6年5月31日現在)

健康保険の種別	被保険者数	加入率	利用率
国民健康保険	5,704人	62.1%	9.5%

5 町内の医療機関等の状況

町内全部の医療機関等(診療所(20か所)、歯科(12か所)、薬局(14か所))でマイナ保険証が利用できます。

6 マイナ保険証を使用するメリット

- ① 紙の保険証よりも、医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。
- ② 本人の同意のもと、過去のお薬情報や診療情報、健康診断の結果等を医師や薬剤師が共有することで、より多くの情報をもとに診療や服薬管理が可能になります。
- ③ 本人の同意があれば、手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除されます。

国民健康保険・後期高齢者医療にご加入の皆さまへ

⚠️ ご注意ください！

今年12月2日に現行の保険証が
廃止されます

医療機関等を受診の際は、マイナンバーカードをご利用ください

①お手持ちの保険証が使える期間

令和6年8月更新(令和6年7月郵送)の保険証は
令和7年7月31日まで使用可能です

②マイナンバーカードをお持ちでない人や保険証利用未登録の人

今年12月2日以降、保険証に代わるものとして
「**資格確認書**」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。

※令和7年8月以降については、8月更新分の保険証の有効期限(令和7年7月31日)を迎える前に、「資格確認書」を郵送する予定です。

③マイナ保険証を(マイナンバーカードを健康保険証として登録)お持ちの人

マイナンバーカードを**保険証**として利用してください。

※マイナンバーカードを保険証として利用するには、保険証利用の登録が必要です。

※保険証の有効期限は、12月2日以降に新たに70歳や75歳になる人等は例外となり、有効期限が異なります

マイナンバーカードを使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

本人の同意のもと、過去のお薬情報や診療情報、健康診断の結果等を医師や薬剤師が共有することで、より多くの情報をもとに診療や服薬管理が可能になります。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除

限度額適用認定証等がなくても、本人の同意があれば入院等の医療機関での窓口負担が限度額までの支払いになります。



マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの人は、役場健康保険課で支援を行っています。